

これより一般質問を行います。

3番、藤本実君の質問を許可します。藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 大月市猿橋町の藤本実です。日本共産党の一般質問を行います。議長の許可をいただきましたので、発言通告書に基づき質問させていただきます。

1、ふるさと応援寄附金について。市長の所信の中で、昨年度7,300万円余りの寄附金を集めることができた報告されましたが、その前年は770万円でしたので、約10倍の躍進と言えます。今年度も好調な滑り出しということですが、躍進のきっかけとさらなる一手について、寄附を受ける窓口を広げること、返礼品を取りそろえることなどが報告されています。

そこで、質問です。1、ふるさと応援寄附金増額に向けた取り組みと実績の推移、意を注いでいる点は何でしょうか。

寄附金の活用については、寄附者の意向も尊重し、各種施策に使用していると思いますが、活用実績を踏まえ、基準などを明らかにしていただきたいと思います。

そこで、質問です。2、各種施策への活用の基準、これまでの活用状況はいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長(鈴木基方君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

井上企画財政課長、答弁。

(企画財政課長 井上章吾君登壇)

○企画財政課長(井上章吾君) 藤本実の質問にお答えします。

ふるさと大月応援寄附金についてのうち、初めにふるさと大月応援寄附金増額に向けた取り組みと実績の推移、意を注いでいる点は何かについてであります。寄附金増額に向けた取り組みにつきましては、昨年度まではふるさと納税業務支援業者である株式会社さとふると楽天株式会社の2社に委託し、この2つのサイトにおいて運用してまいりました。それに加えて、本年4月1日からは業界最大手である株式会社トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」とも委託契約することにより、さらに寄附を受ける窓口を広げております。また、返礼品につきましても、市内の事業者にご協力をいただく中で魅力あるものを徐々にふやすことができました。

実績の推移につきましては、平成28年度は48件で657万7,200円、29年度は123件で777万6,000円、30年度は5,420件で7,353万2,000円となっており、増額に向けて取り組んだ成果があらわれていると考えております。

意を注いでいる点につきましては、より多くの事業者と協力して返礼品を充実させ、寄附金の増額を図るとともに、返礼品を通して本市の魅力を広くPRし、品物は再度購入していただく、体験型はリピーターとなって何度も足を運んでいただくという大月ファンをふやす仕掛けをつくり、本市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、各種施策への活用の基準、これまでの活用状況はかがかについてであります。各種施策への活用基準につきましては、ふるさと大月応援寄附金条例施行規則第2条に規定されておりますが、薫り高い歴史文化を守り育てる事業、美しい自然環境を守り育てる事業、次代を担う青少年を守り育てる事業、ふるさと大月を守り育てる事業、中央病院施設整備事業、おおつきの里山保全事業の6つの事業となっております。これまでの活用状況についてであります。中央病院の待合室の椅子購入や防犯カメラ、内視鏡の購入、またエアーテントの購入及び定住促進事業への充当など、さまざまな事業へ充当しております。

以上であります。

○副議長(鈴木基方君) 藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 答弁ありがとうございました。

今年度は、業界最大手が運営する「ふるさとチョイス」とも委託契約をし、さらに寄附を受ける間口を広げる

ということでした。10倍の躍進をした昨年度以上の寄附が期待されます。あくまで臨時的な性格ですが、新たな有力財源を得たと考えてよいのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。2、高校3年生、18歳までの医療費無料化について。次に、新たな財源を速やかに活用することについてです。富士東部地域で、高校3年生、18歳までの医療費無料化を4月から実施していないのは富士吉田市と大月市でしたが、富士吉田市では当選した市長が公約をしておりましたので、実施を表明していないのは大月市だけとなりました。

そこで、現状の認識を一致させるため質問します。1、実施の意向さえ表明していない市町村が富士東部地域で大月市以外にありますか。

次に、子供医療費無料化の対象年齢拡大に係る費用についてです。2018年6月定例会で示された試算では、実施費用は550万円前後の経費の増額ということでした。半年では半額でよいのでしょうか。

そこで、質問です。2、10月から実施した場合の費用、上乗せはどの程度になりますか。

ふるさと大月応援寄附金の意向調査の中には次世代の育成に活用という項目があると思いますので、対象年齢の拡大は趣旨にも沿っています。緊縮予算編成で市単独事業の見直しを迫られたことから、福祉課では必要性を認識しながら先送りになったと思われれます。ふるさと大月応援寄附金が10倍化の躍進を遂げ、本年度も好調な滑り出しとなっているのと、富士東部地域では当たり前になっている次世代の育成施策に速やかに活用すべきです。市長の判断を求めたいと思います。

そこで、質問です。3、ふるさと応援寄附金を活用し、10月から実施する考えはありませんか。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木基方君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

石井市長、答弁。

（市長 石井由己雄君登壇）

○市長（石井由己雄君） 高校3年生、18歳までの医療費無料化についてのうち、初めに実施の意向さえ表明していない市町村が富士東部地域で大月市以外にありますかについてお答えをいたします。

富士東部地域で高校3年生までの医療費無料化を表明していない市町村は、本市のほかにも1村、小菅村となります。

次に、10月から実施した場合の費用上乗せはどの程度になりますかについてであります。議員お見込みのとおり、10月から実施した場合の費用はおおむね300万円程度を見込んでおります。

次に、ふるさと応援寄附金を活用し、10月から実施する考えはありませんかについてであります。本市ではこれまで、義務教育終了後は医療機関に受診する割合が低くなっていることや子育て支援手当支給事業、一時預かり保育事業、ファミリーサポート助成事業、産後ママの安心相談室、発育発達相談など、子育ての大変な時期をサポートすることに重点を置いた事業を実施してきたことから、医療費助成事業の対象者を中学生までとしておりました。しかしながら、近年、対象者を中学生から高校生へと拡大する県内の市町村がふえてきており、これまで西室衛議員が会派清風会&公明の代表質問により、医療費無料化の対象者拡大に対する質問もあったところでもあります。

このような状況に鑑み、次世代の育成支援として医療費助成金事業の対象者を高校3年生まで拡大するよう検討をまいりました。実施時期につきましては、10月を目途に準備を進め、拡大に伴う財源につきましては、各種事業の優先度や事業費の見直しを初めふるさと大月応援基金の繰り入れなど、歳入歳出の両面からの検討を行い、対応してまいります。

以上であります。

○副議長（鈴木基方君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

重要な答弁をいただきました。10月をめどに準備を進めるということです。子育て世代に大変うれしいニュースとなることは確実です。私も公約を掲げて取り組んできたので、ほっとしています。

ふるさと大月応援寄附金の活用は、あくまで臨時的な財源と考えるべきだと私も思いますので、大月市の財政の見直しについて私の考えを簡単に述べさせていただきます。実質公債費比率が18%を超え、起債許可団体となり、速やかに改善を図ることが求められていることを出発点に大月市の公債費負担適正化計画に基づいて述べます。計画では、これまで掲げた方針、方策を着実に進めることにより、今年度の決算では実質公債費比率が18%を下回る見通しですとしています。来年度決算が終わったときには、さらに公債費が7,800万円減り、比率も下がるとされています。地方独立行政法人となった大月市立中央病院への繰出金も来年度以降減る見通しです。大月市の貯金である各種基金についても、一部標準的な金額よりは少ないですが、財政調整基金3億円以上、減債基金2億3,000万円以上、公共施設整備基金6億5,000万円以上、地域振興基金4億2,000万円以上あるのですから、大月市の財政が直ちに破綻するような状態ではありません。財政危機をあおって閉塞感を高めるばかりでは、暮らしの希望が湧いてきません。今後、駅周辺整備事業や公共施設の老朽化といった課題への対応が求められてきますが、身の丈と優先順位など堅実な財政運営を進めるなら、大月市での暮らしを応援する施策の充実は十分にできると考えております。

次の質問に移ります。3、国民健康保険税について。2018年度から国民健康保険制度の見直しにより、都道府県も市町村とともに国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体を担い、国の責任として公費拡充も行われてきました。新制度移行後、国保会計の収支はどのように推移しているのでしょうか。

そこで、質問です。1、国保都道府県化後の大月市国保の収支、過去5年の基金の推移はどのようになっていますか。

2019年度当初予算では、国民健康保険事業費納付金が前年比2,854万円増の8億1,200万になり、繰入金も7,900万円もふやすことになりました。大月市では、県が示した標準保険料率を参考にしながらも、1年で下げたり上げたりする混乱を避けるため、据え置きに対応をとりました。常識的な判断でしたが、県が示した標準保険料率に合わせていたら何が起きていたのでしょうか。2018年度の実際の保険税と2019年度標準保険料率に合わせた場合の保険税を世帯類型別の試算で示すことで明らかにできます。

そこで、質問です。2、2019年度標準保険料率に合わせた場合の保険税試算を示してください。

私は、この質疑を通じて、国、県が新制度2年目にして保険税の引き上げ圧力を市町村にかけていることを暴露したいと思います。加入者の所得は低いのに、保険料が一番高いという不公平、国保の構造問題については地方六団体や国保中央会が一致して解決を呼びかけてきたことです。それにもかかわらず、保険税の引き上げ圧力をかけるとは逆行です。

日本共産党は、1兆円の公費増額によって、国保税を協会けんぽの保険料並みに半額近く引き下げることを提案しています。これは、2014年、全国知事会の提案と重なるものであり、人頭税型の均等割の見直し、特に子供の均等割の軽減、免除は全国的に幅広い要求になっています。国と一緒に住民負担増の改悪を推進するのか、住民を守る防波堤となるのか、市政をめぐる激しいせめぎ合いになっています。保険税の引き下げのために、国、県に制度の見直しや公費のさらなる拡充を求めることは当然として、市町村が住民負担を抑制する努力を続けるとともに、暮らし応援のための新たな独自軽減に足を踏み出すかが問われています。

18歳未満の被保険者の均等割については2018年12月定例会で質問し、全額免除の場合は1,151万円の減額、半額軽減の場合は575万円の減額になるとの答弁でした。今回は基金の取り崩しではなく、国保法77条に基づく減免措置と位置づけ、ふるさと応援寄附金を財源に公費繰り入れを検討すべきだという提案をしたいと思います。この施策は、富士東部地域はもとより、県内ではどこも実施していません。子育て支援のトップランナーに躍り出る気概はありませんか。

そこで、質問です。3、市独自に子供の均等割の独自軽減の検討をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○副議長（鈴木基方君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

横瀬市民課長、答弁。

（市民課長 横瀬政弘君登壇）

○市民課長（横瀬政弘君） 国民健康保険税についてのうち、初めに国保都道府県化後の大月市国保の収支、過去5年の基金推移はどのようになっていますかについてであります。

国保都道府県化後の平成30年度収入につきましては、31億703万円余りと見込んでおります。歳出につきましては、30億3,506万円余りを見込んでおります。歳入歳出差引額は7,197万円余りとなる見込みであります。

また、過去5年の基金残高の推移であります。平成26年度は8,943万円余り、27年度は8,948万円余り、28年度は1億5,825万円余り、29年度は2億424万円余り、30年度は3億254万円余りとなっております。

次に、2019年度の標準保険料率に合わせた場合の保険税試算を示してくださいについてであります。試算条件といたしまして、世帯収入450万円の夫婦、子供2人の4人世帯では、県が示した標準保険料率に合わせた場合は46万3,000円余りとなります。市の保険料率の場合は39万3,000円余りとなることから、比較しますと7万円余り高くなります。本市では今年度の保険料率の改正を行わないこととしたため、県で示した標準保険料率との差額分につきましては国保財政調整基金を活用することとしております。

次に、市単独に子供の均等割の独自軽減を検討すべきだと思っておりますが、いかがでしょうかについてであります。昨年12月の定例会において、基金を活用し、市単独に子育て世帯の国保税を軽減する考えはないかでお答えをしておりますように、国民健康保険制度は、加入者全てが被保険者となり、医療に係る費用をお互いに負担し、支え合う仕組みであり、そのための財源として国民健康保険税が賦課されるという考え方であり、子供の均等割のみを軽減することは妥当とは言えないと考えております。このことから、議員ご提案のふるさと応援寄附金を財源に公費繰り入れて検討すべきだとのことについては考えてはおりません。しかしながら、子育て支援は国全体で取り組む必要があるため、国民健康保険制度の見直しにつきまして、今後、全国市長会及び県に対して子供に係る国民健康保険税の軽減について強く要望していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（鈴木基方君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

国保都道府県化1年目は順調だったことが数字で確認できました。ところが、2年目の県納付金の増額と保険税の引き上げにつながる指標が示されました。世帯年収450万円の夫婦、子供2人の4人世帯で7万円の引き上げということでした。加入者の所得は低いのに、保険料が一番高いという不公平の解決を目指す、そのやさき、このような引き上げ圧力はとんでもないことだと思っております。

3問目の子供の均等割の独自軽減については、財源もさることながら、国保制度の壁により実施する考えはないということでした。市としても、国保制度の見直しについて、全国市長会及び県に対して子供に係る国民健康保険税の軽減について強く要望していくということですので、思いは一緒だと思います。

最後に、国保制度の見直しによる国保税引き下げについての、その公費1兆円の財源について日本共産党の考えを述べさせていただきます。政府は消費税しかないかのように宣伝していますが、別の道があります。安倍政権のもとで純利益を大幅にふやしながら4兆円もの減税を受けてきた大企業や、同じく株高で資産を5倍に膨れ上がらせてきた富裕層に応分の負担を求める改革を実行することです。国民がみずから希望を勝ち取るような世論を巻き起こしたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（鈴木基方君） これで藤本実君の質問を終結いたします。